

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会規約

(設置)

第1条 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町及び白山町(以下「構成市町村」という。)は、構成市町村の合併について調査研究を行うとともに、合併協議会(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の合併協議会をいう。)の設置について検討するため、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市町村合併に係る調査研究に関すること。
- (2) 構成市町村の住民への情報提供及び住民の意向聴取に関すること。
- (3) 合併協議会の設置に係る調査研究に関すること。
- (4) その他市町村合併に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 構成市町村の長
- (2) 構成市町村議会議員の代表者

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選によりこれらを定める。

(役員の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議には、あらかじめ委員の指名した者が当該委員に代わって出席することができる。

(意見等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員等から意見を聴き、又は、関係職員等に対して意見を求めることができる。

(幹事会)

第 8 条 第 2 条の所掌事項のうち特定事項を調査研究するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の委員には、構成市町村の長が当該構成市町村の関係職員のうちから指名する者をもって充てる。

3 前 2 項に定めるもののほか幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(参与)

第 9 条 協議会に参与を置き、三重県津地方県民局長をもって充てる。

2 参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

(経費)

第 10 条 協議会の経費は、構成市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(負担金)

第 11 条 構成市町村の負担金の総額は、会議の議を経て会長が定めるものとする。

2 各構成市町村の負担金の額は、別表に定めるところにより算出する。

(会計年度)

第 12 条 協議会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長の属する市町村に置く。

3 事務局の職員は、構成市町村の長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 14 年 2 月 13 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 11 条関係)

項 目	負 担 割 合 等	
負担金	均等割	10 分の 3
	人口割	10 分の 7

備考 人口割合の基礎となる人口は、官報で公示された最近の国勢調査による人口とする。